

海外経済要録

米州諸国

◇米国、国庫債務臨時限度額を引上げ

ニクソン大統領は12月3日、11月末に期限切れとなっていた国庫債務臨時限度額(650億ドル、ほかに永久限度額4,000億ドル)を74年6月30日までの期限付きで757億ドルに引き上げる法律に署名した。

政府原案では、臨時限度額を650億ドルから800億ドルへ150億ドル引き上げ、債務限度額を4,800億ドルとすることとしていたが、議会審議の過程で、上記のように臨時限度額が107億ドル増に削減されたものである。

◇米国連邦準備制度理事会、支払準備制度の一部を変更

連邦準備制度理事会は12月7日、加盟銀行の大口CD等に対する支払準備率の引下げを発表した。

本措置の趣旨につき同理事会では、「最近の銀行貸出の増勢鈍化にかんがみ実施したもので、これにより銀行の資金コストを軽減するとともに、季節的要資への応需が容易になろう」と説明しており、これに伴い、年末の資金需要期に約375百万ドルの所要準備額軽減を見込んでいる。概要次のとおり。

1 1口10万ドル以上のCD(譲渡可能定期預金証書)、銀行関連コマース・ペーパーおよび期間30日以上ファイナンス・ビル各残高合計額の基準残高比増加分に対する準備率を8%(従来は基本準備率5%と追加準備率6%の11%<48年10月号「要録」参照>、今回追加準備率を3%に引下げ)とする。基準残高は5月10~16日週における対象CD等合計額の平均残高あるいは10万ドルのいずれか大きいほうとする(48年6月号「要録」参照)。ただし、対象CD等の残高が10百万ドル未満の銀行に対しては、従来同様追加準備率は適用しない。本措置は、12月27日~1月2日の準備積立週(計算期間は12月13~19日週)から実施する。

◇カナダ、外資規制法成立

カナダ議会は12月13日、外資規制法(Foreign Investment Review Act)を可決、同法はただちに総督の裁可を経て成立した。同法は72年5月に議会で提案され、審議未了のまま廃案となった外資による既存企業の株式取得の規制を主要内容とする外資規制法(Foreign Takeovers Review Act)に、外資企業の新規設立を規制する

内容を付け加え、昨年1月24日議会で提出されて以降審議されていたものである。

主な内容は次のとおり。

(1) 外資審査委員会の設置

外資審査委員会(Foreign Investment Review Agency)を通産大臣管轄下に設置し、外資による経営権取得、企業新設の具体的案件につき次の基準にてらし審査のうえ認可の可否を答申することとする。

- イ. 雇用、輸出等を含めカナダ経済全体に与える影響
- ロ. 企業におけるカナダ人の関与の程度
- ハ. カナダ産業の生産性、産業効率、技術進歩、製品の多様化、競争等に及ぼす効果
- ニ. 国家および地方自治体の経済産業政策との調和

(2) 規制対象

外資および外資系企業による総資産25万ドル以上または年間売上高3百万ドル以上の既存企業の株式取得で、下記に該当する場合および企業を新設する場合は、外資審査委員会に事前申請するものとする。

- イ. 株式公開企業について、株主総会の投票権の5%以上を取得する場合
- ロ. 株式非公開企業について、株主総会の投票権の20%以上を取得する場合

なお、株式取得の場合、同委員会はまずそれが経営権の取得であるかどうか判定のうえ、前記基準により審査することとなるが、その場合、50%以上の投票権の取得はすべて経営権の取得とみなされる。

(3) 罰則

本法に違反した場合、5千ドル以下の罰金または6ヵ月以下の懲役、あるいはその双方に処する。

(4) 実施時期

既存企業については総督の裁可後180日以内、新設企業についてはそれ以降とし、別途布告(proclamation)するものとする(目下のところ未定)。

欧州諸国

◇EC、第3次共通インフレ対策を決定

ECは12月4日の閣僚理事会で第3次共通インフレ対策を決定した。ECではこれに先だち11月9日の閣僚理事会で、EC委員会提案(9月)にかかる第3回経済年次報告を採択しインフレ抑制を経済政策の優先目標とする旨確認していたが、その際ジスカールデスタン・フランス蔵相の提案もあって、石油危機をはじめとする最近の情勢変化をも織り込んだより具体的な諸対策策定の必要性をも認め、本決定に至ったものである(「国別動向」

参照)。

第3次共通インフレ対策の主な内容は次のとおり。

- (1) 本対策は、インフレ抑制と同時に高水準の雇用維持をも目的とする。対策は緊急的なものとし同時並行的に採られるものとする。
- (2) 財政面
 - イ. 74年第1四半期の政府経常支出の増加をできるかぎり抑制する(一部購入計画や公務員等の増員計画の延期等による)。
 - ロ. 産業・貿易関係政府補助金の再検討。
 - ハ. 公共投資の発注テンポは受注能力に応じたものとする(とくに建設業の場合)。
 - ニ. 74年第1四半期において総需要増大を招来するような税制の手直しを行わない。またできうれば納税時期を繰り上げる。
 - ホ. 中央政府予算が赤字となる諸国では赤字ファインンスを中・長期借入れの増大によって行う。
- (3) 金融政策関係
 - イ. 各国は協調的な金融政策(とくに金利面)をとる。
 - ロ. 使用可能な場合には次の諸手段のいずれかを活用する。
 - (イ) 通貨総量の量的規制(とくに貸出規制)
 - (ロ) 銀行の信用供与に選択色を強め、生産設備(とくにエネルギー関係)を優遇する一方、個人消費信用を抑制する。
 - (ハ) 通貨当局の外貨売り介入に伴う国内流動性の圧縮はこれを相殺しない。
 - (ニ) 貯蓄奨励のため預金金利体系を手直しする。
- (4) 価格政策
 - イ. 各国は次の諸手段のいずれかを活用する。
 - (イ) 価格、サービス料金を規定する諸要因の厳重な監視、場合によっては利潤を凍結する。
 - (ロ) 価格引上げの事前通告制。
 - (ハ) 価格・サービス料金の掲示・明示に関する規制を強化。
 - (ニ) 74年第1四半期における公共料金を73年12月1日現在の水準で凍結する。
 - (ホ) 独占禁止法の適用強化。
 - (ヘ) 大量販売商品の価格に関する情報キャンペーンを必要に応じ消費者団体の支援をうけて展開する。
 - ロ. 各国および委員会は、できるかぎり速やかに各国における価格動向および国際比較に関する必要な情報を定期的に交換する計画をたてる。
- (5) その他
 - イ. 諸所得(企業利潤、賃金、配当、家賃)に関するそれぞ

れの当事者が、その所得増大に節度ある態度を示すことによってインフレ抑制に寄与するよう要請する。

- ロ. 世界的な農産物価格高騰(米を含む穀類、砂糖等)にEC共通政策(とりわけ輸出関係規制)を活用する。また74/75農業年度農産物価格はEC共通インフレ対策に抵触しないものとする。
- ハ. 各国は現在実施中の域外製品に対する輸入割当規制を緩和し、供給量を増大させる。
- ニ. 閣僚理事会は、本インフレ対策の実施結果を遅くともEC経済情勢審議にあたる3月の定例理事会で検討する。

◇EC、首脳会談を開催

ECは12月14、15日の両日コペンハーゲンで首脳会談を開催し、コミュニケを採択した。同コミュニケは、現在ECが当面する域内外の諸問題につき10項目にわたってECの統一見解を発表したものであるが、とくに付属文書のかたちでエネルギー問題を取り扱っている。コミュニケのうち国際政治問題を除いた主要点の要旨は以下のとおり。

(1) コミュニケ本文

- イ. パリ首脳会談で設定した欧州同盟の概念規定に必要な作業を促進する。
 - ロ. 今後首脳会談をよりひん繁に開催する。
 - ハ. ECのこれまで達成した成果の重要性と今後の発展への志向を再確認し、次の諸点につき合意する。
 - (イ) EC諸機関が、すでに行われた決定に基づき、経済通貨同盟の完全な実現のために必要な諸措置をとるよう要請する。
 - (ロ) 欧州に為替安定地域を創設するため、国際通貨制度改革に対する共通態度の策定に努力し、また欧州通貨協力基金の機能を高め、さらに資本のかく乱的移動防止のため加盟国の協調行動を強化する。
 - (ハ) 地域開発基金を74年1月1日に創設することとする。このため閣僚理事会が基金の規模および配分、基金運営の基準に関する必要な諸決定を行うよう勧告する。
 - (ニ) 一次産品および原料の国際貿易に関する諸問題の重要性にかんがみ、委員会が詳細な研究を行い、閣僚理事会に諸提案を行うよう要求する。
- (2) エネルギー問題に関する付属文書
- エネルギー危機が長期化すればEC諸国の生産、雇用、国際収支に重大な影響を及ぼすとみられるので、ECが次の方針に沿って早急かつ有効な行動に着手す

る必要がある点に合意する。

- イ. 閣僚理事会は12月17、18日の会議で、E C委員会が74年1月15日までにE Cにおける総合的なエネルギー需給表を作成するのに必要な諸規定を決定する。
- ロ. E C委員会はこれに基づき、エネルギー供給問題が生産、雇用、物価、国際収支、さらに外貨準備動向に及ぼす影響を検討する。
- ハ. E C委員会は、E C共同エネルギー市場の秩序ある運営を確保するための諸提案を74年1月31日までに提出し、閣僚理事会に対し可及的速やかに(原則として74年2月28日以前)諸提案に基づいた必要な決定を行うよう要請する。またE C委員会に対し、エネルギー危機の今後の進展から生ずる諸問題を協調して解決するための提案を閣僚理事会に行うよう要求する。
- ニ. 同様の理由で、閣僚理事会に対し、全加盟国がエネルギー消費制限措置を協調しかつ公平に採るための諸規定を採択するよう要求する。
- ホ. 閣僚理事会は代替エネルギー資源に関するE C総合計画を採択するものとする。
- ヘ. 産油国の経済・産業の発展、産業投資の振興、E C加盟国への適切な価格によるエネルギーの安定供給のための広範な協力を盛り込んだ総合的な協定を産油国との間で結ぶべく、交渉を開始することの重要性を確認する。
- ト. OECDの枠内で、他の石油消費国とともに、消費国に共通する長・短期のエネルギー問題への対処策を検討することは有用と考える。
- チ. 閣僚理事会は12月17、18日の会議で、同理事会が採択したエネルギー政策の諸措置を実施する任に当たる機関としてエネルギー委員会を創設すべきである。

◇英国、財政・金融緊急措置を発表

1. 英国政府は12月17日、以下の総需要抑制策を発表した。

(1) 公共支出の削減

1974年度支出予定額(注)のうち、公共投資関連支出については、エネルギー、公共住宅向けを除き2割削減、その他については人件費関係を除き1割削減する。これに伴い本年度予算の執行も修正し、このため支出削減総額は約12億ポンドとなる。

(注) 1974年度(74年4月～75年3月)予算案は、まだ議会で提出されていないが、1972年12月の公共支出白書においてその骨子が明らかにされており、1973年5月にはすでにこれを5億ポンド削減する措置が発表されていた(48年6月号「要録」参照)。

(2) 高額所得者に対する付加税の引上げ

総課税対象所得が5,000ポンド以上の高額所得者に対して、付加税(surtax)(注)税率を1割引上げ。なお、1974年4月5日現在で65歳(retirement age)に達する者には本措置の適用を免除。

(注) 課税対象所得額が3,000ポンドを超える者に対し所得税に上乘せする形で課せられる税金。従来は74年度以降廃止の予定とされていたもの(47年4月号「要録」参照)。

(3) 不動産投機益に対する資本利得税の賦課

本措置発表日以降の土地、建物処分につき、値上がり益がコストの20%を上回る場合は、原則として一般の資本利得税(capital gains tax)と切り離し別途課税の対象とする。ただし小規模の売買(個人10千ポンド以下、法人1千ポンド以下)および自家取得者による売買は課税対象外。適用税率は個人の場合一般所得税率(注)(現行30%以上)、法人の場合法人税率(同40%)とする。

(注) 従来の資本利得税率は、個人の場合30%以下。

(4) 消費者信用規制(注)の復活

12月18日以降の賦払信用に関し、頭金比率を代金の3分の1以上、返済期間を24か月以内に制限する。また賃貸についても賃貸料42週間分の前納を義務づける。

(注) 英国においては消費者信用の規制は通産省の所管であるが、1971年7月以降は規制が停止されていた。

2. 英蘭銀行は同日、以下の措置を発表した。

(1) 特別預金制度の増加率ベースによる適用

全銀行(北アイルランド系を除く)および割賦販売金融会社(預金業務を行うもの)に対し、特別預金制度対象債務のうち利付債務(interest bearing resources)の一定以上の増加額につき、以下により無利息の特別預金預入を義務づける。

イ. 増加額算定の基準残高は、73年10月、11月、12月中央の銀行計数報告日(make up days)現在残高の平均額。

ロ. 1974年4月、5月、6月のmake up daysの平均残高が上記イ.を8%(基準増加率)以上上回った場合預入義務が生ずる。預入率は対象利付債務の増加率が基準増加率を上回った程度に応じて累進的に高めることとし、基準増加率を上回った部分が1%未満の部分につきその5%、1～3%の部分につきその25%、3%以上の部分につきその50%とする。

ハ. 上記の基準増加率は最初の半年間に適用することとし、その後については再検討の後、1974年4月未までに発表することとする。

ニ. これに伴い、11月13日発表の特別預金追加徴求

(4→6%、48年12月号「要録」参照)の未徴求分(73年12月27日および74年1月2日に予定されていた対象債務の $\frac{1}{2}$ %ずつ)は預入を免除する。

(2) 交換所加盟銀行基準金利のインター・バンク市場金利等への連動化

ロンドンおよびスコットランド手形交換所加盟銀行は、英蘭銀行との協議に基づき、預金および貸出の基準金利をインター・バンク市場金利等に迅速に連動させることを決定、英蘭銀行はこれを承認した。

(3) クレジット・カード業務の規制

英蘭銀行はクレジット・カード発行銀行に対し、毎月最低返済額を残高の15%(これが6ポンド未満の場合は6ポンド)とすること、および今後のカードによる与信は1口当り30ポンドを限度とすることを要請する。

(4) 貸出の質的指導

英蘭銀行は全銀行および割賦販売金融会社に対し、個人向け貸出、不動産会社向け貸出および金融取引のための貸出の抑制を一段と強化(注)するよう要請する。

(注) 同様の趣旨の要請はすでに1972年8月、73年9月に行われている(47年9月号、48年10月号「要録」参照)。

3. パーバー蔵相は上記1.の措置につき、炭鉱夫労組の時間外拒否闘争に伴う緊急節電措置(「国別動向」および別項「要録」参照)の実施により生産の低下が不可避とみられ、このため「供給の低下幅が需要の低下幅を上回り」、物価、国際収支の悪化傾向をいっそう拍車する懸念があったため、総需要の抑制に踏み切ったものとの説明を行っている。

4. 英蘭銀行は上記2.とくに(1)につき、「マネー・サプライおよび銀行貸出に対するコントロールを強化するため、新金融調節方式を強化したもの」との説明を行っている。すなわち本措置は、従来マネー・サプライ等が同行の厳しい金融引締め態度にもかかわらず著伸していたのを是正するため、特別預金制度を増加率ベースで適用し、しかも増加率が基準増加率を上回った度合いに応じて、預入率を累進的に高めることにより、銀行の与信活動に対するコントロールを強めることをねらったものである。

また交換所加盟銀行基準金利のインター・バンク市場金利等への連動化については、従来銀行貸出金利とインター・バンク市場金利、CD市場利回り等との間に乖離が生じた際に、企業等が銀行借入れを受けてその資金をCD等に運用する動きがみられたため(いわゆる「メリー・ゴー・ラウンド」(注))、こうした動きの原因となった両金利の乖離を防ぐことをねらったものとみられる。

(注) こうした取引があると銀行側としては収益上不利となるばかりでなく、短期金融市場を不必要に圧迫し、またマネー・サプライの不規則な動きをもたらす(48年10月号「要録」参照)。

このように上記の一連の金融措置(1.(4)を除く)は、マネー・サプライ等をより有効にコントロールするための措置という面が強く、「金融引締めの強化を意図したものではない」(パーバー蔵相)。しかし本措置が現時点でとられた背景には、上記3.でみたインフレ・ギャップ発生が懸念される状況下、マネー・サプライ抑制の必要性がいっそう強まったとの事情があるものとみられる。

◇英国、中長期輸出関係金利を引上げ

1. 英国政府は12月19日、中長期輸出関係金利を以下のとおり引き上げ、74年1月1日から実施する旨を発表した。

(1) ECGD(輸出信用保証局)保証付き中長期輸出金融(2年以上、ただし船舶輸出にかかるものは除く)のうち、2~5年のものに適用される固定金利を7%に引き上げる(従来6%)。

(2) 上記輸出金融のうち、5年超のものについては、従来の固定金利(6%)を改め、6~8.5%の間でECGDが個別に定めることとする。

(3) 船舶輸出金融および造船業向け貸出に適用される固定金利は7%に据え置く。

2. Howe貿易および消費者問題担当相は本措置につき、「最近の海外における金利の上昇から、ここ約2年間6%に据え置かれていた英国の中長期輸出金融金利が最も低位となり、その引上げが必要となった」としているが、(2)について6~8.5%の幅を設定したのは、本輸出金融制度に弾力性をもたせることをねらったものであり、また(3)については、国際協定による制約もあったため据え置いたものであるとの説明を行っている。

◇英国政府、緊急節電対策を発表

1. 英国政府は12月13日、炭鉱夫労組の時間外拒否闘争(「国別動向」参照)などに伴う電力不足に対処するため、11月の暖房、広告用電力使用制限(48年12月号「要録」参照)に続き、概要以下の緊急節電対策を発表した(12月17日以降実施)。

(1) 大口の継続的需要家(large continuous process users)に対する電力供給を35%削減。

(2) その他産業および商業用施設に対する電力供給は40%削減。

(3) 家庭における電力による暖房は、他に暖房手段のない場合を除き1家庭1部屋に制限するよう自粛を要請。

(4) テレビ放映の午後10時半以降打ち切り。

2. 本措置に基づき、本年1月1日以降の工場等の操業は週3日に制限されることとなった。

◇西ドイツ政府、景気安定政策の一部手直し等を決定

西ドイツ政府は、12月19日の閣議で景気安定政策の部分的な手直し等を決定した。

1. 閣議決定の要旨下記のとおり。

(1) 税制措置

イ. 投資税の徴収を、73年12月1日以後に発注され、または同日以降製造が開始された投資財につき撤廃する。これに伴い取引高税法(Umsatzsteuer-gesetz)に基づく新施行令を制定。

ロ. 設備用動産についての定率償却(Die degressive Afa für bewegliche Wirtschaftsgüter des Anlagevermögens)の適用を、73年12月1日以後発注され、または同日以後に製造が開始されたものについて再開する。

ハ. 所得税法第7条b項に基づく個人住宅向けの割増償却(bie Sonderabschreibung für Wohngebäude)の適用を、74年1月1日以後建築許可申請を行ったものについて再開する。

ニ. 税法改正により石炭、鉱山向け等の投資についての特別償却を拡大する。

ホ. 期限付きの安定付加税の徴収(73年7月1日から74年6月30日まで)は継続する。

ヘ. 地方開発のための投資補助金の率(Die Investitionszulage für Regionalförderung)の旧水準への引上げ(73年2月17日に10%から7.5%へ引下げ)は行わない。

(2) 歳出面

イ. 74年の公共投資予算については当面抑制的な執行は行わない。

ロ. 連邦および地方公共団体の借入れ抑制措置は政府消費支出抑制の見地から続行する。

ハ. リフレ政策が必要となる場合に備えて連邦および地方公共団体による可能な投資計画をあらかじめ準備しておく。

(3) 価格、賃金引上げの自粛要請

イ. 企業による販売価格引上げの自粛を要請(カルテル庁)。

ロ. 賃上げは全体の経済成長の枠内にとどまることが望ましい。

(4) 金融政策

イ. 金融政策の手直しは時期尚早であるが、金融市場

の過度の引き締まりを避けるためブンデスバンクが弾力的に対処することは必要であり、市場の需給(aus den Marktkräften)により生じた金利低下までも抑えることは適当ではない。

ロ. 輸入金融等外資流入規制の弾力的運用(対外経済法第23条に基づく施行令の改正を行う)。

(5) 後進地域、特定部門対策

イ. 「後進地域の経済構造の改善」、「農業部門の構造改善」ならびに「沿岸整備」等に対する市町村支出の延期とりやめに加え、これまで延期されてきた73年のERP(欧州復興計画)資金の支出計画を即時再開する。

ロ. 復興開発公庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau)を通じて引締め政策の影響を強く受けている中小企業に対し有利な貸付条件で信用を供与する。

(6) エネルギー対策

従来の日曜運転禁止を、1月19日以後週末運転禁止(土曜日16時から月曜日3時まで)に切り替えるとともに、自動車ナンバーが奇数のものと偶数のものとに区分、1週間交替で運転禁止を適用する。

2. 上記閣議決定発表の際のフリデリクス経済相の記者会見要旨下記のとおり。

「西ドイツ経済の現状については、本年5月の景気安定政策強化の時点に存在していた超過需要は解消したが、反面物価は石油輸入価格の急騰を主因に上昇を続けている。このため価格引上げの余地を引き続き抑制するとともに、引締め措置の一部廃止または緩和により、主として特定分野における必要以上の落込みを避けることが必要である」。

◇西ドイツ経済専門委員会、特別経済報告を発表

西ドイツ政府の諮問機関である経済専門委員会は、11月下旬発表の年次経済報告(48年12月号「要録」参照)の補足として、石油危機の西ドイツ経済に及ぼす影響およびこれに伴う経済・金融政策のあり方に関し特別報告(Sondergutachten des Sachverständigenrates, "Zu den gesamtwirtschaftlichen Auswirkungen der Ölkrise")をとりまとめ12月19日付けで発表した。

本報告の骨子は次のとおり、

(1) 74年中の石油輸入量が74年1月に予想されている水準で推移すると仮定すると、西ドイツの石油供給は73年比30百万トン減少しようが、個人、交通機関、企業等の節約と石炭等他のエネルギー源による代替で本年比の実質不足量を5.5百万トンにまで圧縮できよう。

(2) 西ドイツ経済に及ぼす影響については、不確定要因

が多いが、石油産業の在庫水準を保ちつつ上記の節約が奏功すれば、74年の実質GNPは前年比1%方の上昇が可能となろう。この間消費者物価の上昇率は7%、GNPデフレーター上昇率は6%(投資税が廃止された場合には5.5%)上昇しよう。

- (3) 金融政策は石油不足による供給面でのボトル・ネック(die energiebedingter Angebotsengpässe)に対しては解決策とはなりえないであろう。したがって、 Bundesbankはマネー・サプライの拡大による需要喚起を行う責務はなく、当面は物価安定を目標に現行引締め政策を堅持すべきである。
- (4) ただし、石油危機対策として投資税を撤廃することは、それがエネルギー消費構造の変化への迅速な対応を可能とする投資促進の効果を持つならば望ましいといえよう。
- (5) 石油危機が一時的なものにとどまる見通しがつけば、所得配分、雇用、価格面への影響が国民経済の長期的発展を阻害しないようなかたちで市場原理に介入することも認められてしかるべきである。

◇フランス、インフレ対策を発表

1. フランス政府は12月5日、インフレ対策強化のため概要次のような措置を発表した。

(1) 財政政策

イ. 所得税の繰上げ徴収

(イ) 個人所得税の第1回目の納期(2月15日)の納入額を年間税額の33.33%から74年に限り43%に引上げ(ただし、73年の年間納税額が2千フラン以下のものは対象外)。

(ロ) 法人税の第1回目の納期を74年に限り繰り上げる(3月15日→2月15日)とともに、納入額を年間税額の20%から33.33%に引上げ。

ロ. 74年度財政支出の一部繰延べ等

(イ) 中央政府および政府系企業の投資的支出のうち上期実行予定分を一部下期に繰延べ。

(ロ) 政府経常支出を約4億フラン節減。

(2) 金融政策

イ. 貸出準備率高率適用に係る基準貸出増加率引下げ
基準貸出増加率(前年同月比)を74年1月末12%、2月末、3月末各11%とする(73年10月末14%、11月末13.5%、12月末13%)。

ロ. 政府金融機関の貸出増加抑制

預金供託金庫等の74年上期の新規貸出額(主として地方公共団体向け)を前年同期と同額に据置き。

ハ. 各種貯蓄奨励策の実施

(イ) 貯蓄金庫普通預金の非課税限度の引上げ(22.5→25千フラン)、また74年上期に限り金利を引き上げる(5.25→6%)。

(ロ) 銀行普通預金金利の引上げ(4.5→5.25%、74年上期のみ)。

(ハ) 金額100千フラン以下、期間1年以下の定期預金の最高金利の引上げ(4.5→5.5%)。

(ニ) 5年もの国庫債券等の利回りの引上げ(6.66→7.5%、ただし、74年上期発行分については例外的に8%の金利を適用)。

(ホ) 債券利子所得の非課税限度の引上げ(1→2千フラン)。

(3) 貿易政策

東欧、東南アジアからの輸入品を中心に輸入割当枠を50%引き上げ、74年初に供給が増加するよう配慮。

(4) 価格政策

イ. 工業品価格、サービス料金につき、現行の年間価格管理計画制度の適用を厳格化。

ロ. 公共料金据置き(74年第1四半期、ただしエネルギー関係を除く)。

ハ. 不動産の売買および賃借にかかる各種料金を抑制。

ニ. 家賃据置き(74年上期)。

(5) 配当、賃金等の自粛要請

イ. 74年の企業の社外配当額は前年比5%増を限度とし、配当支払いは下期以降とするよう企業に要請。

ロ. 賃金決定にあたっては、労使双方が物価および雇用の安定を念頭に置き、合理的な決定を下すよう要請。

(6) エネルギー関連の特別措置

イ. フランス国営電力および国営ガス会社は投資繰延べ措置の対象から除外。

ロ. エネルギー消費節約のための企業投資にかかる貸出は、貸出準備率高率適用制度の対象から除外。

なお、上記措置のうち議会の承認が必要な所得税の繰上げ徴収、政府経常支出の節減、債券利子所得の非課税限度引上げ等は12月19日に議会を通過。

2. 今次措置は、最近におけるインフレ高進ならびに石油価格の引上げなどによる一段の加速懸念等を背景に採られたものである。また、政府は先行き世界景気の後退に伴う国内景気の停滞、失業の増大なども懸念し、74年中央以降景気刺激策を必要とする事態も予想しているが、今次対策は、インフレに対し短期決戦をいどみ、下期における需要の落込みに対処する政策の自由度を広げておくことを主眼としている。

◇フランス国家信用理事会、銀行預金に対する付利最高限度を引上げ

フランス国家信用理事会は、政府のインフレ対策発表をうけ、12月12日銀行預金に関する付利最高限度を74年上期中の預入分(更新を含む)に限り次のとおり改正した(カッコ内は旧レート)。

普通預金	5.25%(注)(4.25%+割増金0.25%)
定期預金(金額100千フラン以下)	
1か月以上2か月未満	2.50%(2.00%)
2か月以上3か月未満	3.00%(2.50%)
3か月以上6か月未満	3.50%(3.00%)
6か月以上1年未満	4.75%(4.00%)
1年	5.50%(4.50%)

(注) 普通預金の割増金利は停止。

◇フランス銀行・大蔵省間の国庫資金繰り等に関する協定、下院を通過

フランス銀行・大蔵省間の国庫資金繰り等に関する協定(73年9月17日合意)は法律案件として議院に提出されていたが、12月12日下院を通過した。本協定は国庫資金繰りの円滑化をねらったもので、その概要は以下のとおり。

(1) 勘定科目の簡素化

フランス銀行の政府に対する信用供与のうち、政府貸上金(Prêts à l'Etat)、政府貸付金(Avances à l'Etat)、無利子大蔵省証券(Bons du Trésor sans intérêt)の3勘定を一本化する(新勘定科目は国庫貸出<Concours au Trésor Public>とする。ただし、借入れ枠は従来どおり205億フランであり、うち105億フランが無利子、100億フランが有利子借入れ枠となる)。

(2) 納税手形再割引制度および預金供託金庫に対する建築用特別貸付の廃止

従来、国庫は資金繰りに応じフランス銀行に納税手形(obligations cautionnées、企業が間接税延納のため国庫を受取人として振り出す手形)の割引を求めることができたが、今後はこれを廃止する。また国庫はフランス銀行の預金供託金庫に対する建築用特別貸付を資金繰りの一調節手段として利用していたが今後はこれも廃止する。

(3) 政府預金勘定への付利

金利はフランス銀行の市場介入金利より低い水準に抑える。

(4) 為替差損決済の自動化

従来為替相場変動に伴い為替差損が生じた場合は、その扱いにつきそのつどフランス銀行と大蔵省が協定

を結んでいたが、今後はこれを国庫貸出(Concours au Trésor Public)勘定により自動的に決済する(差損の場合は同勘定の増加、差益の場合は減少)。

◇オランダ、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は12月5日、公定歩合を1.0%引き上げ翌6日から実施する旨を発表した。

この結果、同行の公定歩合は以下のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

割引歩合	
為替手形および政府証券	8.0%(7.0%)
約束手形	9.0%(8.0%)
当座貸越および担保貸付利子歩合	
個人・私企業向け	10.0%(9.0%)
その他向け	9.0%(8.0%)

2. オランダ銀行では本措置につき、「最近における内外金利の上昇に歩調を合わせたもの」とのみ説明をしているが、前週ベルギーが公定歩合を引き上げたことや、オランダ・ギルダーがEC共同フロートの最弱通貨となっていたことおよび石油危機による国内インフレーション加速懸念が強まったことなどから、公定歩合引上げの必要性が高まっていたものである。

◇オランダ政府、賃金・物価統制等特別権限法案を議院に提出

1. オランダ政府は12月上旬、議院に対し、1974年中政府に物価・賃金・雇用統制の権限を与える特別権限法案を提出した。同時に政府は、同法に基づく当面の措置として以下の提案を行っている。

- (1) 賃金の引上げは1月から3月まで月当たり15ギルダー、4月から6月までさらに同15ギルダー、年間計同30ギルダーを上限とする。
- (2) 医者等自由業の所得を当分凍結する。
- (3) 家賃の引上げは年間7%以内にとどめる。
- (4) 配当率は過去5年間の実績の平均以内とする。
- (5) EC以外の国からの外人労働者の雇用を制限する。

2. オランダ政府は上記措置につき、石油危機による国内不況、インフレーション高進の懸念に対処するものであるとしており、上記措置と同時に、天然ガス資源開発、石油からのエネルギー源代替のために大規模な投資を行う旨を発表している。

◇デンマーク、公定歩合を引上げ

デンマーク国民銀行は12月20日、公定歩合を1%引き上げ9%とし、21日から実施する旨を発表した。今回の引

上げは、最近の物価急騰(11月の小売物価は石油価格上昇の影響もあって前月比+2.2%)にかんがみ採られたものである。

なお本措置と関連して金融引締めといった徹底的を図る趣旨から、対外借入れを商工業の設備投資資金向けに限定するよう近く規制が強化されると伝えられている。

◇スイス、年末金融対策として最低準備制度適用を緩和

1. スイス国民銀行は、12月20日から本年1月13日までに限って、最低準備制度上の所要積立額を11月25日現在の積立残高の20%相当分(国内・対外債務とも)だけ減額(約7.5億フラン)する措置をとった。これは、年末を控えて銀行の資金繰りが極度にひっ迫している事態に対処するための一時的措置である。なお同行では、同様な趣旨により同月市中銀行と米ドルのスワップ取引(スイス・フランの直売り、先買い)を10億ドルを限度として実施した。

2. その後同行は1月3日、これを2月4日まで延期する旨発表した。これは、1月後半も金融ひっ迫が続くものと予想されるためである。

◇スペイン、新インフレ対策を決定

スペイン政府は、9月に決定した一連のインフレ対策(48年10月号「要録」参照)に続く新たなインフレ対策を11月30日の閣議で決定し、12月上旬政令として公布した(期限74年末)。これは、経済成長の維持に努める一方、インフレの高進(生計費指数年間上昇率は+15%以上の見込み)に対処するため採られたものである。

主な内容は次のとおり。

(1) 82品目(注)につき最高価格を設定、その他食料品を中心とする一連の品目については一定限度内でのみ価格引上げを認めることとする(違反者に対しては罰則を適用)。また、価格規制実施の徹底・監視に当たるため閣議に直結する委員会を設置する。

(注) 主な品目としては、食肉、牛乳、砂糖、食用油、コーヒー、燃料、セメント、自動車等のほか、公共輸送機関運賃、電気・ガス料金等。

(2) 74年中の賃金上昇率は、前回賃金協定締結後の生計費指数上昇率の範囲内にとどめる。ただし、いかなる場合でも15%を上回ってはならない。

(3) 15%の capital gain tax を新設する。

(4) 政府の経常支出増大をもたらす事業計画を中止する。

アジア諸国

◇韓国、63品目の価格事前承認制を実施

韓国の経済企画院はさる12月4日、これまでの物価統制に伴う表面価格とやみ価格との乖離を解消するため、乖離の顕著な石油製品、砂糖等10品目の値上げ(値上げ率、石油製品30%、砂糖16.7%等)を認めると同時に、今後の物価上昇抑制のため、これら10品目を含む63品目の価格事前承認制度を発表、10日から実施した。同制度の概要次のとおり。

(1) 対象63品目は、生活必需品(米、小麦等)、原材料(ナイロン糸、木材等)、独占・寡占品目(電力等)等経済活動に必要な物資の大部分を網らする。

(2) 対象品目の卸売価格を11月15日(ただし上記10品目については12月4日)の水準に凍結し、今後の価格変更は経済企画院の事前承認を要することとする。

(3) 経済企画院は、避けることのできない原価上昇要因の発生等により経営が著しく悪化するおそれがある場合に限り価格変更を承認する。

(4) 対象品目の価格安定を図るため、政府は弾力関税制度(注)の適用などにより所要原材料の輸入を優遇するほか、当該業界に対し投資・運転資金を優先的に融資する。

(5) 違反企業に対しては、税制、金融面の優遇措置を中止するとともに、不当利益に対する税金を徴収する。

(注) 政府が関税法に定める範囲内で、経済政策上必要に応じて関税率を変更できる制度。

◇韓国、1974年度予算の成立

韓国の1974年度(暦年)予算は12月2日に成立した。予算の規模についてみると、73年度予算が前年度比7.0%減の超緊縮予算となったのに対し、74年度は前年度比28.6%増と過去5年間の平均増加率21.1%をかなり上回る大型予算となっており、財政面からのインフレ加速化が懸念されている。なお、予算編成にあたって今回の石油危機発生の影響が考慮されなかったことから、今後の状況次第ではかなりの赤字補正を余儀なくされるのではないかとみる向きもある。

歳入、歳出別にみると次のとおり。

(1) 歳入面では74年経済の安定成長(実質GNP成長率11%)実現を前提に、税収の伸びを前年度比23.4%増と73年度(72年度比+12%)に比べ相当高く策定している。

(2) 歳出面では、一般経費など経常支出を最小限に抑制

する一方、財政投融资が、重化学工業化およびセマウル(新しい村づくり)運動の推進を図るため、前年度比31.8%の大幅増加となった。

韓国の1974年度予算

(単位・億ウォン)

	1974年度予算		1973年度予算	1973年度比増加率	
	金額	構成比			
歳入	租税	6,090	71.8	4,934	23.4
	うち内国税	5,249	61.9	4,314	21.7
	関税	841	9.9	620	35.6
	専売益金	690	8.2	570	21.1
	その他の	506	6.0	358	41.3
	小計	7,286	86.0	5,862	24.3
入	公的借入金	767	9.0	730	5.1
	肥料特別勘定充当借入	424	5.0	—	—
	合計	8,477	100.0	6,594	28.6
歳出	一般経費	2,309	27.2	1,934	19.4
	地方交付金	1,216	14.3	1,064	14.3
	国防費	2,217	26.2	1,843	20.3
	財政投融资	2,311	27.3	1,753	31.8
	肥料特別勘定赤字	424	5.0	—	—
合計	8,477	100.0	6,594	28.6	

(注) ウォンは変動相場制を採用しているが、73年12月現在1ウォンは邦貨0.7円強に相当。

◇香港、英本国との英ポンド価値保証協定を延長

香港政庁は、英本国との英ポンド価値保証協定(注)の期限(9月24日)切れ後、その延長に関し交渉を続けてきたが、12月15日、同協定を本年3月31日まで延長することに英本国と合意した旨を発表した。延長に伴う改正点は次のとおりと伝えられる。

- (1) 保証対象については市中銀行保有ポンド資産を除外し政庁の公的準備だけとする。
- (2) 英ポンド保有率を引き下げる(従来は89%といわれる)。
- (3) 英ポンドの対米ドル相場(73年9月25日から74年3月31日までの平均)が2.4213米ドルを下回った場合に補償が行われる(従来は30営業日の間連続して2.3760米ドルを下回った場合に補償)。

(注) 1968年9月バーゼル協定締結に伴って英国と旧スターリング諸国との間で、スターリング諸国が英ポンド資産を今後も保有することの見返りとして英国が当該諸国の公的保有英ポンドについてドル価値保証を約した協定(43年11月号、46年10月号、48年10月号「要録」参照)。香港は英国との間に68年9月、同協定(有効期

間5年)を締結、71年9月に一部改訂(英ポンド保有率の引下げ)を行った。

◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処して、11月14日の切下げ(48年12月号「要録」参照)に続き、12月6日、為替レートを1米ドル当り535ピアストルから550ピアストルに切り下げた(ただし、米国援助物資輸入については435→455ピアストル)。切下げ率は2.7~4.4%。

◇マレーシア、金融引締め措置を発表

1. マレーシア国立銀行は12月17日、次のとおり商業銀行の預金準備率および預貸金利を引き上げるとともに商業銀行の対民間貸出を規制するなど金融引締め措置を発表した。

- (1) 商業銀行の預金準備率(Statutory Reserves Ratio)を74年1月16日以降、現行の8.5%から10%へ引き上げる(ただし、商業銀行の流動比率は現行25%のまま据置き)。

- (2) 預金金利の引上げ(12月18日から実施)

	新	旧
貯蓄預金	年5.5%	年4.5%
定期預金		
1か月もの	4.0	3.5
3 "	6.0	5.5
6 "	6.25	5.75
9 "	7.0	6.5
1年もの	8.0	7.0

ただし、2年もの、3年ものについては、従来どおり預金者との個別交渉にゆだねられる。

- (3) 貸出金利の引上げ(12月18日から実施)

	新	旧
対政府・政府機関貸出	年8.5%	年7.5%
対民間貸出	9.0	8.0

- (4) 商業銀行の対民間貸出残高規制

74年3月末残高 73年末比5%増以内

6 "	"	9 "
12 "	"	15 "

2. 今回の措置は、昨年初来民間設備投資や個人の株式投資の活性化等を映じて銀行貸出が急増(73年4~6月、前年同期比31.9%増)しており、これが食料品、輸入価格の高騰とともにインフレ高進(消費者物価上昇率73年1~3月、前年同期比4.3%、4~6月同8.0%)を拍車しているため、採られたものとみられている。

◇シンガポール、預貸金金利引上げ等を発表

1. シンガポール金融管理庁 (the Monetary Authority of Singapore) は12月17日、次のとおり預貸金金利を引き上げるとともに、特別預託率(48年8月号「要録」参照)を引き下げの旨発表した。

(1) 預貸金金利の引上げ(12月18日から実施)

定期預金	新	旧
1ヵ月もの	年4.5%	年3.5%
3 "	6.5	5.5
6 "	6.75	5.75
9 "	7.0	6.0
1年もの	7.25	6.25

ただし、貯蓄預金(従来4.0%)は据置き、2年もの、3年ものの金利については、従来どおり預金者との個別交渉にゆだねられる。

(2) 貸出金利の引上げ

商業銀行の最低貸出金利を、12月18日以降一律9.0%(従来対政府・政府機関貸出7.5%、対民間貸出8.0%)に引き上げる。

(3) 特別預託率を12月20日以降、現行の9%から5%へ引き下げる。

2. 本措置の背景として、民間設備投資の活発化を映じて銀行貸出が急増(73年4～6月、前年同期比52.5%増)を示し、これがインフレを加速する大きな要因となっていることが指摘されている。なお、特別預託率の引下げは、外銀支店がインター・バンク・レートの高騰により資金繰り難に陥っているため採られたものとみられている。

◇シンガポール、日系企業によるアジア・ダラー債の発行

本邦大手リース会社(オリエント・リース)の現地法人 Orient Leasing Caribbean(オランダ領 Curacao 籍)は12月上旬、シンガポールにおいて、外国企業としてはじめて(注)アジア・ダラー債を発行したと伝えられる。なお、債券発行の概要は次のとおりと報じられている。

発行額	10百万米ドル
表面金利	8.75%
期間	9年1ヵ月
形式	私募債
資金使途	海外支店の営業資金に充当

(注) これまでのアジア・ダラー債の発行は次のとおり(47年1月号、同12月号「要録」参照)。

- (1) シンガポール開銀債 71年12月発行 10百万米ドル
 (2) シンガポール政府債 72年10月 " 20 "
 (3) United Overseas Bank(シンガポールの商業銀行)の転換社債 73年11月発行 30百万米ドル

◇インド、金融引締め措置を強化

インド準備銀行は11月30日、指定商業銀行の流動比率および貸出金利をそれぞれ引き上げるとともに、指定銀行に対し貸出限度額規制を実施する旨発表した。

本措置の概要次のとおり。

(1) 指定商業銀行の流動比率を32%(現行30%)に引き上げる(12月8日から実施)。なお、インド準備銀行の対指定商業銀行貸出にかかる高率適用の基準となる純流動比率(48年7月号「要録」参照)は現行(40%)のまま据置き。

(2) 指定商業銀行の最低貸付利率(現行10%)を11%に引き上げる(12月1日から実施)。ただし食糧生産・輸出入関連貸出および中小企業向け貸出金利は据置き。

(3) インド準備銀行の対商業銀行貸出限度額を次のとおりとする。

期間	貸出限度
73年12月8日～74年1月11日	9月28日現在総預金残高の1.5%
74年1月12日～4月5日	" 2.0%
" 4月6日～5月31日	" 1.0%

本措置は、昨春来公定歩合引上げ(5月)、支払準備率および純流動比率の引上げ(6、9月)などあいつぐ金融引締め措置を実施してきたが、依然銀行貸出が急増を続け、インフレが加速化している現状にかんがみ採られたものとみられる。

◇スリランカ、1974年度予算案を発表

スリランカ政府は11月1日、1974年度予算案を議会に提出した。ペレラ蔵相は本予算案提出にあたり、米穀生産は不振ながら茶、ゴム等一次産品の輸出増大を主因に、工業生産の特直しもあって、73年の実質成長率は5%(72年2.5%)に達する見込みであり、さらに74年は輸出のいっそうの伸長から7～8%の実質成長は可能であろうと述べている。本予算案の特色は次のとおり。

(1) 歳出面では人件費を中心とする経常支出を極力抑制(39.1億ルピー、前年度比+4.0%)する一方、経済開発5ヵ年計画(72～76年)の重点施策である農・工業生産の拡大、観光開発推進等のため前年度を大幅に上回る資本支出(19.8億ルピー、同+41.4%)を計上、全体としては前年度比+14.1%とかなりの積極予算となっている。

(2) 一方、歳入は租税収入(同+14.3%)および国営企業等収入(同+21.6%)の増加を見込み前年度比+14.9%と歳出の伸びを若干上回るものの、なお前年度に引き続き大幅赤字(14.4億ルピー)を余儀なくされており、

外国援助の減少(前年度比-3.8%)もあって同赤字額の過半を国内借入れ(主として国債発行)で賄うかたちとなっている。

スリランカの1974年度予算案

(単位・億ルピー)

		1973年度 (当初予算)	1974年度	前年度比
歳 入	租 税 収 入	35.0	40.0	+ 14.3
	そ の 他 収 入	3.7	4.5	+ 21.6
	計	38.7	44.5	+ 14.9
歳 出	経 常 支 出	37.6	39.1	+ 4.0
	資 本 支 出	14.0	19.8	+ 41.4
	計	51.6	58.9	+ 14.1
収 支 じ り		12.9	14.4	+ 11.6
国 内 借 入 れ		7.5	9.2	+ 22.7
外 国 援 助		5.4	5.2	- 3.8

(注) 会計年度は暦年に同じ。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連、1974年度国家予算の成立

ソ連の1974年度(暦年)国家予算案は、12月12日開催の最高会議に上程され、同14日「1974年度ソ連国家予算法」として発表された。それによれば、歳入総額1,943億ルーブル、歳出総額1,940億ルーブルと引き続き均衡財政を維持している。予算規模の伸び率は歳出入ともそれぞれ前年度比6.8%であり、73年度のそれぞれ4.6%をかなり上回っている。

まず歳入面については、国民諸税(167億ルーブル、前

年度比+7.0%)を除き内訳が明らかにされていないが、小売売上高の増加(74年度目標、前年度比+6.3%)に伴う取引税(73年度歳入に占めるウェイト31.9%)の順調な伸びが予定されている模様である。

次に歳出面では、最大の支出項目である国民経済費(工業、建設、農業、運輸、通信部門などに対する支出で、おもに固定資本投資に向けられる)が951億ルーブル、前年度比+9.9%と前年度(+4.7%)をかなり上回る伸びとなっており、このうち農業への国家投資は184億ルーブル(前年度比+11.6%)が見込まれている(その他の内訳不明)。こうした事情もあって国家投資総額(上記財政支出に企業の自己資金および銀行の借入れ分を加えたものは、1,984億ルーブル(前年度比+10.2%))と大幅に増額されており、うち工業部門では、74年度経済計画に照応して機械製作、鉄・非鉄金属、化学、ガス、石油化学、消費財への重点的な支出増が計画されている。

一方、国防費は176億ルーブルと前年度比3億ルーブルの減少となり、歳出総額に占める比率も前年度の9.9%から9.1%へ低下した(国防費の削減は65年以来9年ぶりのこと)。

◇ソ連、1974年度国民経済計画を発表

12月12~14日にわたり開かれたソ連最高会議で、1974年度(暦年)の国民経済発展計画が発表された。その概要次のとおり。

- (1) 工業生産の伸び率(前年比)は6.8%と、73年目標の5.8%を上回る水準に設定された。これを生産財と消費財に分けてみると、生産財の6.6%増(73年目標6.3%増)に対し消費財は7.5%増(同4.5%増)と、消費財の伸びが生産財を上回っている。これは、ソ連の経済政策が第9次5ヵ年計画の基本路線である消費財優先に再び転換したことを示すものとして注目される。

このように、74年の工業生産目標が73年に比べ高められたのは、農業生産回復に伴い農産原料品の供給増が見込まれるほか、技術革新の進展や物的・精神的インセンティブの奏功を背景に工業生産が73年後半以降回復基調にあることによるものである。もっとも、上記工業生産の伸び6.8%は、現行5ヵ年計画の年平均目標である8%を大幅に下回っており、凶作の影響が大きかった72年実績の6.5%を

ソ 連 の 歳 出 予 算

(単位・億ルーブル)

	1971 年度	1972 年度	1973 年度	1974 年度	前年度比伸び率 (%)			
					1971 年度	1972 年度	1973 年度	1974 年度
総 額	1,607 (100)	1,736 (100)	1,816 (100)	1,940 (100)	11.1	8.0	4.6	6.8
国民経済費	770 (47.9)	826 (47.6)	865 (47.6)	951 (49.0)	21.5	7.3	4.7	9.9
社会文化費	585 (36.4)	629 (36.3)	675 (37.2)	703 (36.3)	6.8	7.5	7.3	4.1
国防費	179 (11.1)	179 (10.3)	179 (9.9)	176 (9.1)	0	0	0	△ 1.6

(注) カッコ内は構成比(%)。

わずかに上回るにすぎない。

農業生産目標は、金額にして1,000億ルーブル、前年比6.4%増と見込まれている。この伸び率は、73年の農業生産が好調であったことを考慮すれば、かなり高い目標といえよう。この増産計画達成のため、74年の農業への国家投資は184億ルーブル、前年比11.6%増(73年目標11.7%増)と予定され、これにコルホーズの投資を加えた農業投資総額は280億ルーブルと、国家投資総額の27%を占めることになる。こうした投資拡大により土地改良事業およびかんがい事業をいっそう促進することが見込まれており、また農業への肥料供給の増加(64.6百万トン、前年比13.3%増)も計画されている。

- (2) 国民福祉の面では、労働者、職員の月平均賃金の伸びは3.6%(73年目標2.7%)、コルホーズ員への月平均報酬の伸びは6.1%(同4.4%)、また国民1人当りの実

ソ連の主要経済指標

(前年度比伸び率、単位・%)

	第8次5か年 計画(1966~ 70年)実績 (年率)	第9次5か年計画					
		1971 年度 実績	1972 年度 実績	1973年 度暫定 実績	1973 年度 目標	1974 年度 目標	5か年 年平均 目標
国民所得	7.1	6.0	4.0	6.3	6.0	6.5	6.7
工業生産	8.4	7.8	6.5	7.3	5.8	6.8	8.0
生産財	8.4	7.7	6.8	—	6.3	6.6	7.9
消費財	8.3	7.9	6.0	—	4.5	7.5	8.3
農業生産	3.9	0	△4.6	—	12.6	6.4	3.7~ 4.1
穀物(百万トン)	167.2	181.0	168.0	220.0	197.4	—	195.0
投資総額	7.3	7.0	4.0	—	3.5	6.5	6.9
工業労働生産性	5.9	6.3	5.2	—	—	6.0	6.8
実質所得(1人当り)	5.9	4.5	3.7	4.5	4.5	5.0	5.4 5.9~
貿易額	8.5	6.0	9.0	—	7.9	10.0	6.2

質所得の増加も5.0%(同4.5%)と計画されている。一方、国民の消費動向を示す国営および協同組合商業の小売販売高は1,960億ルーブル、前年比6.3%増と見込まれている。

◇日中貿易協定の調印

日中両国政府は1月5日、北京で「日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定」および「同協定の暫定実施に関する交換公文」の調印を行った。同協定は有効期間3年で全文10条からなるが、主要な内容は次のとおり。

- (1) 関税その他の課徴金に関する最恵国待遇を相互に供与する。
 - (2) 日中両国間の支払いは、日本円、人民元または両国において認められている交換可能な通貨による。支払い・送金について第三国に与えられる待遇よりも不利でない待遇を供与する。
 - (3) 技術交流および貿易に関連する展覧会の開催を促進する。
 - (4) 商事仲裁機関の利用を奨励する。
 - (5) 両国政府の代表から成る混合委員会を設置する。
- 本協定は、72年9月の日中共同声明で両国が締結交渉を行うことに合意していた、貿易、海運、航空、漁業の四つの実務協定のなかで最初に調印されたもので、これにより、日中貿易はいっそうの拡大が期待されている。